

新潟医療福祉大学同窓会 激励援助金・見舞金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学同窓会（以下「本会」という。）の会員が学術・文化・社会・スポーツ活動において優秀な功績を収めた際の激励金・贈答品などの支給および会員に慶弔罹病等があった際の祝電ならびに祝金・援助金、弔電ならびに香料等弔慰金・見舞金などの支給について定める。

2 この規程は、本会の目的達成のために適当と認められるものに適用する。

(対象者)

第2条 本会会員（正会員・準会員）に支給することができる。ただし、本会の活動に縁故のある者・会長の認める者については、役員会にて審議決定の上、支給することができる。

(届出)

第3条 会員がこの規程の定めるところにより、激励金・慶弔見舞金・祝金・援助金・贈答品の支給を受けようとするとき、または祝電・弔電などを受けようとするときは、すみやかに本会に申し出ることとする。なお、届出が遅延したときは同窓会長・副会長・会計（以下「三役」という。）で審議の上、支給・不支給等を決定する。

2 届出は会員本人だけでなく、その関係者が代理で届出をすることができる。

(激励金)

第4条 会員が学術・文化・社会・スポーツ活動において優秀な功績を収めたときは、激励金または贈答品を支給することができる。なお、支給金額等は本部会または役員会にて審議決定する。

(国家的褒賞等)

第5条 会員が国家的褒賞等を受けたときは、祝金または贈答品を支給することができる。なお、対象褒賞・金額などは本部会または役員会にて審議決定する。

(死亡弔慰金)

第6条 会員本人が死亡したときは、弔慰金（香料）の支給、または供花を奉呈することができる。ただし、弔慰金（香料）は20,000円を上限とする。

2 本会の活動に縁故のある者等が死亡したときは、上記を基準に三役審議の上、決定する。

(弔電)

第7条 第6条に規定する事案があったときは、弔電を打つこととする。ただし、弔慰金または供花を支給する場合は、弔電を省略することもできる。

(罹災見舞金)

第8条 会員の居住する家屋等の火災・自然災害による重大被害等に対する見舞金は本部会または役員会にて審議の上、決定する。

(大学催事等に関する祝電)

第9条 同窓会長が認めたときは、大学催事等に祝電（激励電）等を打つことができる。

(その他)

第10条 この規程に記載のない事項において緊急を要する場合は、会長が決定し、役員会での事後承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は総会にて審議・決定する。

附則

この規程は、平成29年5月20日より施行し、平成29年4月1日より適用する。